

札幌市合同納骨塚について

令和8年（2026年）4月1日

札幌市合同納骨塚をご使用される方は必ずお読みください。

【ご使用できる方】

- ① 申請時に札幌市民で、かつ、ご親族のご遺骨（焼骨）を管理されている方。
- ② 札幌市営霊園・墓地の使用者で、返還（お墓じまい）をされる方（札幌市民でなくても可）。
- ③ 申請時に札幌市民で、かつ、法定被成年後見人のご遺骨（焼骨）を管理されている法定成年後見人の方。
- ④ 申請時に札幌市民で、かつ、住民票に「未届の夫、妻」の記載のある事実婚の相手方又は札幌市パートナーシップ宣誓制度に登録されている同性パートナー等の相手方のご遺骨（焼骨）を管理されている方。

※ 生前予約（死後のための予約）は受け付けておりません。

【使用料】

1体につき9,100円 ※申請時に現金一括でお支払い（以後の管理料はかかりません）。

【ご利用にあたって】

- ・ 必ず事前に平岸霊園管理事務所に電話し、必要書類等の確認、申請日時の予約をしてください。
- ・ 札幌市では供養、慰霊祭等の宗教的な行事のほかネームプレート作成などは行っておりません。
- ・ 納骨後の墓参は可能ですが室内ではなく屋外の供花台前でのお参りとなります。また、お花とお供え物をする程度でお願いしていますので、線香をあげたり、お坊さんをお呼びしてお経をあげるなどはご遠慮願います。（お供え物は必ずお持ち帰り願います。）
- ・ この施設には、引き取り手のない方のご遺骨（無縁遺骨）も納骨されています。

【ご遺骨について】

- ・ ご遺骨は申請の際にお預かりしますので申請日に必ずお持ちください。原則として当日又は翌営業日に管理事務所の職員が納骨しますので、納骨には立ち会えません。
- ・ ご遺骨は、骨壺等から取り出して他の方のご遺骨と一緒に納骨されるため、納骨後のご遺骨の引き取りは一切できません。
- ・ ご遺骨は全骨（分骨されておらず全てのご遺骨が揃った状態）が基本となりますが、分骨の所在が不明などの理由により全骨とできない場合及び札幌市営霊園・墓地の返還（墓じまい）の場合は全骨でなくても（分骨でも）申請できます。全骨でなくても（分骨でも）使用料は1体分（9,100円）となります。

必要書類は裏面をご覧ください

■ 必要書類

1 申請者の住民票【原本】（発行後3ヶ月以内のもの）

※市営霊園・墓地の返還（墓じまい）に伴うご使用の場合、住民票は不要です。

2 下記のいずれか1点

- ① ご遺骨が、火葬場で火葬後そのままご自宅にある場合
⇒ 死体火葬・埋葬許可証【原本】…火葬場発行。火葬済の押印があるもの。
- ② ご遺骨が、札幌市内の民間霊園、納骨堂などにある場合
⇒ 埋蔵（収蔵）証明書【原本】…民間霊園、納骨堂などが発行。
- ③ ご遺骨が、札幌市外の民間霊園、納骨堂などにある場合
⇒ 改葬許可証【原本】…民間霊園、納骨堂などの所在地の市町村長が発行。
- ④ ご遺骨が、札幌市営霊園・墓地にある場合（返還（お墓じまい）の場合を含む）
⇒ 改葬許可証【原本】…札幌市（霊園管理事務所又は施設管理課墓園管理係）が発行。

※ 申請者が法定成年後見人、事実婚及びパートナーシップ宣誓制度による宣誓を行ったパートナーなどの場合は、上記以外の書類も必要となりますので、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。



【お問い合わせ先・予約先】

平岸霊園管理事務所 電話：011-831-6980

所在：札幌市豊平区平岸5条15丁目（地下鉄南北線、南平岸駅から徒歩約10分）

受付時間：平日（月曜日～金曜日）8:45～16:00

閉所日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

※お盆、お彼岸には臨時開所する場合があります。